

平成30年7月吉日

尾島中学校保護者様

尾島中部活動方針

太田市立尾島中学校
校長 高木 朋重

本校では、適正な部活動の運営に向け、「太田市部活動方針」に基づき、以下の3点を考慮し「尾島中部活動方針」を策定し、平成30年9月1日より運用する。

- 休養日の設定や活動時間については、生徒の心身の健康を重視する。
- けがの未然防止やストレスによる意欲の低下に配慮し、生涯にわたり運動や文化に親しむ態度を養う。
- 働き方改革による教職員の多忙化解消を図る。

1 体制整備について

(1) 部活動の方針の策定等

- ・「尾島中部活動方針」をホームページへの掲載、保護者会、学校通信等を利用して保護者に説明すると共に地域に発信する。
- ・顧問は、保護者会にて活動方針等を説明、毎月の活動計画や試合日程等を作成・配布する。（保護者会がない場合は、計画とともに通知する。）

(2) 指導・運営に係る体制整備等

- ・生徒数や安全面を考慮した適正な数の部を設置する。
- ・安全面に配慮し、日没を考慮した終了時刻を設定する。（別掲）
- ・毎月の活動計画及び活動実績報告の確認、点検をする。

(3) 部員数の減少に伴う対応

- ・複数校が合同で活動することを推進する。

(4) 地域との連携

- ・学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のために協力する。

(5) 部活動検討委員会の設置

- ・部活動の取組や活動を評価し、改善するための組織を設置する。
- ・構成は、職員、保護者・地域代表（PTA 役員会、学校評議員会等を活用）とし、活動内容や時間、学校と保護者・地域の連携などについて協議する。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康を管理する。（スポーツ障害・外傷の予防）
- 事故を防止する。（活動場所における施設・設備の点検や安全対策）
- 体力向上や技能・技術の向上により、生涯を通じて運動や文化に親しむ態度を醸成する。
- 休養を適切にとりつつ、短時間で効果的に指導する。（トレーニングの工夫）
- 生徒との信頼関係を醸成する。
- ストレス等による意欲低下を未然に防止する。

(2) 体罰等の未然防止

- 指導としての暴力や暴言、懲戒としての体罰を禁止する。
- 生徒の人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為を禁止する。

3 適切な休養日の設定等について

(1) 週当たりの休養日の設定

○平日に1日（毎週月曜日はノ一部活動デー）と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上休養日を設定する。

※土・日曜日に両日とも活動できるのは、以下の①②の場合とする。ただし、2週間を目安に代替休養日を確保する。練習や練習試合での両日の活動は行わない。

①土・日曜日の両日が大会である。

②日曜日が大会であるため、その前日に練習が必要である。

(2) 長期休業中の休養日の設定

○長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。また、夏季休業中は、完全閉校期間を冬季休業中は年末年始の6日程度を休養日とする。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日、完全閉校期間等に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

(3) 活動時間の設定

○平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では3時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除くものとする。

○土・日曜日の練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(4) 朝練習の実施

○生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮した上で実施する。

・朝練習は、希望者のみとし、活動時間は7:45～8:15の30分程度とする。

・放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。

4 参加する大会等の精選と移動手段について

(1) 大会の精選

・生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。

(2) 移動手段

・保護者の協力を得ての車移動に対し、交通事故傷害保険をかけるものとする。（PTA保険に全家庭が加入済です。）

・顧問は、協力する保護者の任意保険加入状況を確認すると共に、配車計画を作成する。原則は、公共交通機関を利用するものとする。

5 その他

(1) 完全下校時刻

4月	5,6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月 1～20日	2月 21～28日	3月
18:00	18:15	18:30	17:45	17:30	17:00	16:45	16:45	17:00	17:15	17:30

(2) 部活動の延長

①中体連各種大会（新人、春季、総体）の3週間前

②その他の大会は1週間前

・顧問が必要と認めた場合は、校長の許可・保護者の同意を得てから、活動時間を30分延長することができる。また、県新人については1時間の延長をすることができる。